

令和2年12月

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取扱機関 各位

独立行政法人中小企業基盤整備機構

共済事業推進部

## 2月決算法人における経営セーフティ共済の令和3年2月分掛金引落しについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当機構が運営する共済制度につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

経営セーフティ共済の掛金の引落とし日は毎月27日ですが、同日が休業日にあたる場合は翌営業日となります。そのため、令和3年2月分掛金（前納金含む）の引き落とし日は令和3年2月27日が土曜日で休業日となることから令和3年3月1日月曜日となり、2月中の口座引落しができません。

つきましては貴機関が登録取扱機関となっている2月決算法人のご契約者様や、新規のご加入を検討されている事業者様に対し、2月分掛金（前納金を含む）を2月27日の引落しが休業日のため翌営業日の3月1日に口座引落しにより納付（月払い・前納）した場合の損金算入時期等、税務上の取扱については、契約者様の所轄税務署に確認を頂くようご案内をお願いいたします。

### （回答例）

2月決算法人が令和3年2月分掛金（前納金を含む）を2月27日の引落しが休業日のため、翌営業日の3月1日に口座引落しにより納付（月払い・前納）した場合の損金算入時期等、税務上の取扱については、お客様の所轄税務署に確認をお願いいたします。

なお、以下の手続きを行うことで、当該事業年度内に掛金を損金算入することができます。

### 2月決算法人が当該事業年度に2月分掛金（前納金を含む）を確実に損金算入する方法

#### <新規加入の場合>

令和2年12月から令和3年2月に加入手続きを行われる場合、「契約申込書」【様式（中）101】の「振込による前納」を選択し、委託機関毎に通知されている「前納金振込口座」にお振込みをいただくようご案内してください。

【事務取扱要領 委託団体 p.32 代理店 p.34 をご参照ください】

#### <既存ご契約者様の前納の場合>

令和3年2月分の掛金（前納金を含む）については、「令和3年1月」の前納手続きをご案内してください。

「掛金前納申出書」【様式（中）214】の前納希望年月を「令和3年1月」と記入し、中小機構に令和3年1月5日（火曜日）までに到着するようお手続きをお願いいたします。その場合、前納

申出書に記載した前納希望額を、令和3年1月27日に口座引落しいたします。

【事務取扱要領 委託団体 p. 46 代理店 p. 52 をご参照ください】

※既存ご契約者様の前納は、口座引落としのみとなります。振込による前納はできませんのでご注意ください。

※ご契約者様が掛金月額の変更（減額）と併せて前納を希望する場合には、法令で定める減額事由に該当していることを登録取扱機関が確認したうえで前納を希望する月の5日までに機構に書類が必着する必要がある等、スケジュールがタイトとなりますので、必ず事前（令和2年12月21日まで）に中小機構にご相談ください。

【事務取扱要領 委託団体 p. 47 代理店 p. 53 をご参照ください】

なお、本件の取扱いについては、現在税務当局へ照会を行っているところでありますので、回答が届き次第、当機構ホームページへ掲載させていただく予定です。

【お問い合わせ】

共済相談室（コールセンター） 電話 050-5541-7171

【受付時間】 平日： 午前9時～午後6時

以上